

米国における日本酒営業代行事業
プロポーザルに関する質問に対する回答

Q1：動画を作成し SNS で発信する場合、動画の作成は契約期間の 3 月末までに行うとして、発信を 3 月末以降も継続的に発信するような形でも問題ないでしょうか？

A1：本事業の契約期間中には、複数回の情報発信を実施いただくことを想定しております。なお、制作・発信いただいた同コンテンツの継続発信が輸出拡大に繋がることが期待される場合は、契約期間終了後にも継続的な活用・発信を可とする方向で、内容を踏まえて県と受託者で協議のうえ判断させていただきます。ただし、契約期間終了後、県からの受託事業で実施していることの明示は不可となります。

Q2：【該当箇所：実施要領 10（3）】対面でのプレゼンテーションを希望しております。事前に実施日時をご相談・調整させていただくことは可能でしょうか。また、説明者は富山県庁で対面登壇と、オンライン（Zoom 等）で参加して質疑応答に対応する、ハイブリッド形式での実施は可能でしょうか。また、その際に県様側での機材制限や、接続人数、参加人数の上限はございますでしょうか。

A2：プレゼンテーション審査の日時は事前に調整させていただきます。ハイブリッド形式での実施も可能ですので、事前にご相談ください。なお、接続人数に上限は設けておりませんが、安定した審査運営のため、回線状況を考慮のうえ、接続人数は必要最小限としていただくとともに、可能な限り有線接続にてご参加いただきますようお願いいたします。

Q3：【該当箇所：仕様書 8（2）】仕様書にある「専任の担当者」とは、「本業務（富山県の事業）のみに 100%専念し、他業務（他自治体の同様の事業等）との兼務は不可」という意味でしょうか。それとも、「窓口となる主担当者を 1 名固定して配置する（ブレさせない）」という意味であり、実質的な兼務自体は認められますでしょうか。

A3：本要件は、本事業の主たる担当者を 1 名定め、継続的に従事していただくことを求めるものです。他業務との兼務は差し支えありません。

Q4：提出書類のページ数カウントについて 提出書類のうち、①企画提案書は「最大 15 ページ程度」とありますが、②会社の組織体制等（参考様式 3-1～3-3）や、③経費見積書は、この「15 ページ程度」の制限の中に含まれるのでしょうか。それとも別添資料として除外してカウントしてよろしいのでしょうか。

A4：②会社の組織体制等や③経費見積書は 15 ページ程度の制限には含みません。